

令和8年度

⑩B-EW10000プラン

(八王子市シルバー人材センター)

(保険期間:令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで)

安心してシルバー人材センターで働くために

東京都シルバー人材センター連合 シルバー総合保険制度のご案内

傷害保険

就業中や就業場所への
行き帰りの事故による
ケガおよび熱中症を
補償します

賠償責任保険

就業中に事故が発生し、他人の
身体や財物に損害を与え、法律
上の損害賠償責任を負うことと
なった場合の補償です

加入手続き不要

会員の皆さんが、個別に加入手続きをする必要は
ありません

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または所属の
シルバー人材センターにご確認ください。

<問い合わせ先> 取扱代理店 (公財)東京しごと財団 シルバー保険事業室

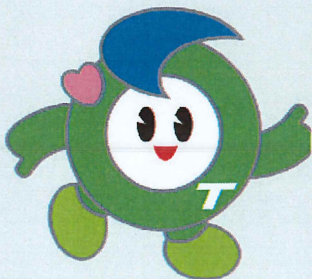
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

【受付時間:平日9:00~17:00】 電話:03(5211)2319 メール:hoken@shigotozaidan.or.jp

<引受保険会社>

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

損害保険ジャパン株式会社(幹事保険会社)・東京海上日動火災保険株式会社
各保険会社の引受割合につきましては、取扱代理店にご確認ください。



「傷害保険(シルバー人材センター団体傷害保険)のあらまし」

1 対象となる傷害事故例 (急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となります。)

※傷害事故の他に、熱中症(日射または熱射によって、シルバー人材センターの会員が身体に障害を被った場合)による死亡・後遺障害・入院(手術)・通院も補償します。『請負就業・派遣就業ともに対象です。』



就業中に階段で転倒して、捻挫・打撲を負い通院した



就業場所に行く途中に自転車で転倒し、骨折して、入院・手術をうけた



除草作業中に熱中症になり、救急搬送され医師の治療を受けた

2 お支払する保険金 (ベーシックプラン)

保険金の種類	お支払い要件	保険金額
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	400万円
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。 お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	16万円～ 400万円
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。(90日限度)	1日4,500円
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、公的医療保険制度の対象となる手術や先進医療手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。	外来手術 22,500円 入院手術 45,000円
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、60日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	1日3,000円

③ 東京都連合で保険金が支払われない主なケース

- 疾病（病気）、脳疾患、心臓疾患、心神喪失、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒
- むちうち症や腰痛などでレントゲン等により医師がその異常を確認できないもの（医学的他覚所見のないもの）
- 外来性のないもの（変形性膝関節症・腰椎症・椎間板ヘルニア・変形性脊椎症・坐骨神経痛など）や病気や加齢に基づく退行的変化によるもの（骨粗しょう症・脊椎管狭窄症・外傷性のない関節周囲炎・五十肩など）
- 自宅作業中、宿泊を伴う場合
- 往復途上で通常経路逸脱・中断の場合



など

4 傷害事故が発生したら

報告

- 速やかにセンターに連絡をします。
- ケガに至る事故発生の状況と原因を詳細に分かるように伝えます。

治療

- 医療機関で医師が行う治療へ、即日か翌日には通院をしてください。
- 治療見込み、手術・入院終了、後遺障害など途中経過も伝えてください。

請求

- 保険金請求に必要な資料・書類はセンターにご相談をしてください。
- 「保険金請求書」の他、「診断書」「入院・通院申告書」など傷害の状況により提出していただく書類をそろえて保険金を請求します。

『賠償責任保険(シルバー人材センター総合賠償責任保険)のあらまし』

1 対象となる損害賠償事故例

就業中に他人の財物や身体を害し、賠償責任を負担する場合の補償です。自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任は対象外です。



就業中に誤って財物を壊してしまった



就業中に誤って他人をけがさせてしまった



自転車整理中に誤って倒して破損させてしまった

2 賠償事故が発生したら

報告

- 正確な事故情報、被害者情報、被害内容をセンターへ即時に報告します。
- 自分の判断で現場での約束や口頭示談は厳禁です。

相談

- センターの意向や保険会社指示に従い、会員独自判断で交渉をしてはいけません。対応窓口はセンターへ統一します。

損害の確認

- 損壊財物の名称、損壊の程度、見込み額(見積書)、修理先の確認します。
- 修理の着工はセンター・保険会社指示により行います。

3 お支払する保険金 (EWプラン 自己負担金 10,000円)

賠償責任の種類	身体賠償 (限度額)			財物賠償 (限度額)	
	1名につき	1事故につき	保険期間中	1事故につき	保険期間中
請負業者特約	3,000万円	1億円	-	2,000万円	-
受託者特約	-	-	-	2,000万円	2,000万円
生産者特約	3,000万円	1億円	1億円	2,000万円	2,000万円
施設所有管理者特約	3,000万円	1億円	-	2,000万円	-
被害者対応費用	1名・1事故について3万円/保険期間中1,000万円まで				
第三者医療費用	1名について50万円/保険期間中1,000万円まで				